

最低制限価格及び低入札価格調査制度運用の一部見直しについて

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」を適用しています。

このたび、運用の一部を見直しましたのでお知らせいたします。

○ 見直しの内容

1. 平成31年4月1日以降に入札する最低制限価格制度を適用した案件について、入札結果報告書に、最低制限価格及び最低制限価格未満で入札した金額を記載します。

【最低制限価格の算出基準】※現行どおり

- 1 直接工事費
(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.97
- 2 共通仮設費 ×0.90
- 3 現場管理費 ×0.90
- 4 一般管理費 ×0.55

上記のほか、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額。

2. 平成31年4月1日以降に入札する低入札価格調査制度を適用した案件について、入札結果報告書に、低入札調査基準価格を記載します。

【低入札調査基準価格及び失格基準価格】※現行どおり

(調査基準価格)

- 1 直接工事費 ×0.97
- 2 共通仮設費 ×0.90
- 3 現場管理費 ×0.90
- 4 一般管理費 ×0.55

(失格基準価格)

・各経費について、下記の計算式により求めた額から1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合

直接工事費

(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.75

共通仮設費 ×0.70

現場管理費 ×0.70

一般管理費 ×0.55

次の1~4の合計額から5の額を差し引いて1万円未満の端数を切り捨てた額未満の場合

- 1 直接工事費
(建築・設備工事は直接工事費×0.95した金額) ×0.95
- 2 共通仮設費 ×0.90
- 3 現場管理費 ×0.80
- 4 一般管理費 ×0.55
- 5 工事価格 ×0.03